

平成 29 年度 税制改正要望事項

平成 28 年 9 月



厚生労働省

目 次

＜子ども・子育て＞	1
＜健康・医療＞	1
＜医療保険＞	3
＜介護・社会福祉＞	3
＜年金＞	4
＜雇用＞	4
＜生活衛生＞	5
＜その他＞	6

*印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

子ども・子育て

* ○ 保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置

〔相続税、贈与税、関税、都市計画税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

政府にとって喫緊の課題である待機児童の解消に向けて、土地の確保を円滑にすること等により保育所等の整備が促進されるよう、保育所等の敷地として土地を貸与した者や企業主導型保育事業者についての特例措置を設ける等、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

〔所得税、個人住民税〕

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッターの利用等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充

〔贈与税〕

孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税制度について、貧困の状況にある子どもに贈与した場合には、孫等に限らず、贈与税を非課税とするよう拡充する。

健康・医療

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討

〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税等の税制のあり方については、平成 28 年度税制改正大綱に基づき、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資等による仕入消費税額の負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成 29 年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

○ 医療機関の設備投資に関する特例措置の創設

〔所得税、法人税 等〕

控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。

○ 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却を認める特例措置について、対象機器を見直した上で、その適用期限を2年延長する。

○ 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

〔相続税、贈与税〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、持分あり医療法人の出資者の死亡によって相続が発生する等により医業の継続に支障をきたすことのないよう、持分なし医療法人への移行を進める医療法人について、移行期間中の相続税・贈与税に係る納税を猶予し、また、移行後に猶予税額を免除する等の措置について、その適用期限を延長等する。

○ 地域に必要な医療を担う医療機関の事業の継続に関する税制の創設

〔相続税、贈与税 等〕

地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、過疎地域、離島地域等において必要な医療を提供する医療機関(医療法人等)について、一定の期間の事業継続等を要件として、事業の継続に関する相続税・贈与税等に係る納税を猶予し、一定の期間事業を継続した場合には猶予税額を免除する等の措置を講ずる。

○ かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の税制措置の創設

〔不動産取得税、固定資産税〕

かかりつけ医若しくはかかりつけ歯科医としての診療体制又は在宅医療に必要な診療体制をとる診療所に係る不動産について、税制上の措置を創設する。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。

* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、上乘せ措置である高水準型を延長する、研究開発税制の総額型について試験研究費の増減にメリハリがつく仕組みを導入する等の見直しを行う。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○ 医療費控除申告簡素化のためのマイナポータルへの医療費通知の活用

〔所得税、個人住民税〕

平成 29 年の国・地方を合わせたマイナポータルの提供開始を踏まえ、マイナポータルへの医療費通知の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する措置を講ずる。

医療保険

○ 国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔国民健康保険税〕

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

- ① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。
- ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

介護・社会福祉

* ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長

〔所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、本特例措置の適用期限を延長する。

○ 介護保険制度及び療養病床の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税 等〕

介護保険制度及び療養病床については、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

○ 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ

〔法人税、法人住民税〕

法人税改革による法人税率の引下げに伴い、消費生活協同組合等の特性を踏まえた軽減税率についての引下げを行う。

* ○ 現物寄附へのみなし譲渡所得税等特例措置適用の承認手続の簡素化

〔所得税、個人住民税〕

社会福祉法人等への現物寄附に係るみなし譲渡所得税等について、文部科学大臣所轄学校法人に認められている国税庁長官の非課税承認を受けるための要件に関する特例を適用する。

年金

○ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃

〔法人税、法人住民税〕

企業年金等(確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金)の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。

○ 確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し

〔所得税、個人住民税〕

退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数について、他制度から確定拠出年金へ移換した際 60 歳から確定拠出年金に加入するまでの期間等について、勤続年数に算入する取扱いに変更する。

雇用

○ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長等

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限の2年間の延長等を行う。

○ 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

雇用保険制度等の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

○ 公害防止用設備に係る特例措置の延長

〔所得税、法人税〕

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特別償却制度について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長

〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置(通常の 112%相当額)について、その適用期限を2年延長する。

* ○ 中小企業投資促進税制の拡充・延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税〕

中小企業者等が一定規模以上の機械装置等を取得した場合に特別償却又は税額控除を認める特例措置について、新たに固定資産税の特例を追加した上で、対象設備(機器等)を追加し、その適用期限を2年延長する。

* ○ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

〔相続税、贈与税〕

個人事業者の事業承継を円滑に行うため、一定の要件の下で個人事業者が活用していた資産に係る贈与税の特例を認めるなど、事業承継時の負担を軽減するための措置を創設する。

*** ○ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除)の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について、その適用期限を3年延長する。

その他

○ 公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設

〔法人税、法人住民税、事業税〕

水道事業及び水道用水供給事業におけるコンセッション制度の活用促進を図るため、遡増する償却費を事業期間前期に準備金として積み立てる制度を創設するとともに、民間事業者が積み立てる当該準備金について、損金算入や課税の留保の特例措置を創設する。

○ 社会福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税〕

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行（閲覧対象書類の拡大）に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○ 熊本地震による被害等を踏まえた税制上の所要の措置

熊本地震による被害、復旧・復興の状況等を踏まえ、税制上の所要の措置を検討する。